

業庫第27号(例)
2024年5月7日

委託国庫送金事務取扱店
(被仕向店) 御中

日本銀行業務局

「委託国庫送金事務取扱手続」の一部改正に関する件

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号)の施行に伴い、標題規程(昭和56年12月28日付国丙第92号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本件改正は、生活保護法(昭和25年法律第144号)が規定する「公費負担者番号」および「受給者番号」について、個人情報保護の観点から、保護の決定または実施等に関する事務の遂行の目的以外で告知を求めることが禁止されたことに鑑み、本人確認の際に、コピー等による「公費負担者番号」および「受給者番号」の収集を行わない旨の注意事項を追加するものです(国庫事務における本人確認では、本件改正前から本人確認資料の収集等を行っておりませんので、従来どおり取扱ってください。)

以上

「委託国庫送金事務取扱手続」中一部改正

- 被仕向店の事務 2.(3) の注意事項 (右ページ) ① 1. を横線のとおり改める。

1. 印鑑証明書、運転免許証、旅券 (パスポート)、公的医療保険の被保険者証等、個人番号カード、年金手帳、預金通帳等の提示を求める。この場合、提示を受けた次表に掲げる本人確認書類が公的医療保険の被保険者証等、個人番号カードまたは年金手帳であるの提示を受けたときは、被保険者等記号・番号等、個人番号または基礎年金番号次表の「番号等」欄に定める各番号等の書き写しや各番号等記載部分のコピーをしないこと。

本人確認書類	番号等
公的医療保険の被保険者証等	被保険者等記号・番号等
個人番号カード	個人番号
年金手帳	基礎年金番号
医療券、調剤券、介護券	公費負担者番号および受給者番号